

「応援します！！あなたの農業」



# めぐりサポートニュース

福島県農業振興公社だより

第 71 号 令和5年7月

福島市中町8番2号  
発行元 公益財団法人福島県農業振興公社  
TEL 024-521-9834 FAX 024-521-8277

## ～令和4年度農地中間管理事業の実績について～

令和4年度の農地中間管理事業につきましては、関係機関・団体とともに取組を進めた結果、事業対象の54市町村のうち43市町村で新規契約があり、県全体で、借入面積が2,133ha、貸付面積が2,131haという実績となりました。

借入面積の2,133haについては、都道府県別で新潟県、愛知県に次ぐ全国第3位となっており、また、令和4年度末における累計面積(ストック)は、貸付で13,332haとなるなど、多くの農家の皆さまに農地中間管理事業をご活用いただいております。

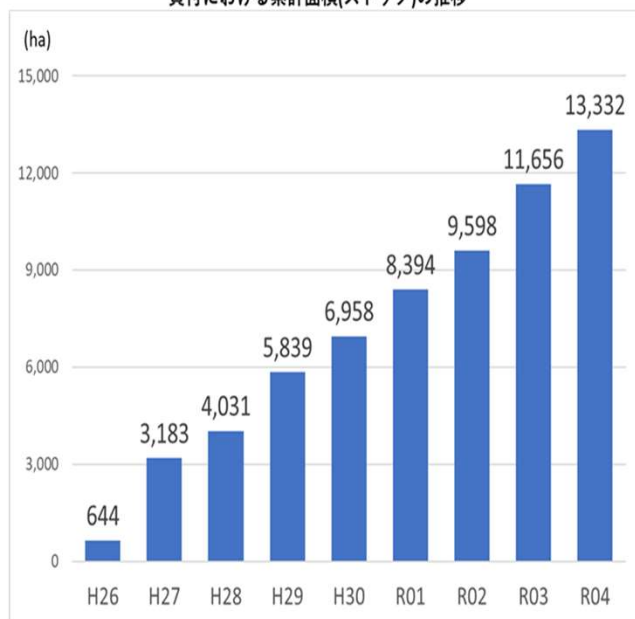
一方、地方別で見ると、取組面積に地域差があることから、今後も引き続き、各地方の状況や課題等に応じた事業の周知、推進を行っていくことが重要であると考えております。

農地中間管理事業の地方別実績

地方	令和4年度新規貸付契約		令和4年度末累計(ストック)	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
県北	168	8%	1,162	9%
県中	83	4%	1,424	11%
県南	51	2%	603	5%
会津	400	19%	4,702	35%
南会津	270	13%	755	6%
相双	871	41%	3,555	27%
いわき	289	14%	1,132	8%
県計	2,131	100%	13,332	100%

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

貸付における累計面積(ストック)の推移



令和5年4月1日に施行となった改正農業経営基盤強化促進法等に基づき、地域計画の実現に向けた農地集積の手法が、原則、農地中間管理事業に一本化されるなど、本事業を取り巻く情勢が大きく変化していることから、当公社としましては、今まで以上に市町村をはじめ関係機関・団体との連携を密にしながら事業推進に取り組んでまいります。

## 農地中間管理事業評価委員会を開催しました

令和5年6月13日に農地中間管理事業評価委員会（委員長：荒井聡福島大学食農学類長）を開催しました。当日は、荒井委員長をはじめ5名の委員の出席のもと、令和4年度の事業実績や取組への評価と、今後の事業推進に関するご意見を頂きました。



事業実績につきましては、県全体として、農地中間管理事業による担い手への農地集積率が年々伸びていることを、高く評価して頂くとともに、地域ごとの状況や営農形態の特色を踏まえた事業推進を更に検討していくようご意見を頂きました。

また、今後は地域計画の策定に向けた話合いが地域で活発に行われることを踏まえ、その際に、耕作者の意見が十分に反映されるよう配慮すること、新規就農者を含めた新たな参入者など意欲ある経営体が、農業を担う者として計画に位置づけられるように配慮すること、また、農地の利用調整に当たっては、集積だけでなく団地化が図られるよう、農地中間管理機構として支援を行っていくことなど、推進する上での留意点についてご意見を頂きました。

さらに、農地中間管理事業の取扱い契約の増大に伴い、農地所有者の方が契約途中でお亡くなりになり、機構からの賃料支払いが不能となるケースが相次いでいることから、引き続き市町村やJA等と連携しながらその解消に向けて、丁寧に対応していくよう、ご助言を頂きました。

当公社としましては、評価委員会のご意見を踏まえ、今年度の事業推進と適切な業務の遂行に、職員一丸となって取り組んでまいります。

## 農地バンクの現場から

福島県農地中間管理機構  
田村市都路行政局駐在  
市町村コーディネーター  
熊田 明彦

令和3年4月より市町村コーディネーターとして川俣町山木屋地区、田村市都路町を担当しております。令和4年4月からは田村市都路行政局内に駐在し、農地中間管理事業の普及推進に取り組んでいます。

担当する2地域では被災地域特有の課題を抱えながらも、地域内の規模拡大に意欲的な担い手を中心に農地中間管理事業を活用した農地の集積集約化が進められています。

川俣町山木屋地区では、これまでに農地中間管理事業を活用し、165haの農地が担い手へ集積されており、現在は更なる農地中間管理事業活用を見据え、地域計画策定に向けた地域の合意形成支援を行っています。

田村市都路町では、山口地区や上岩井沢地



（写真左：調印会にて契約者の対応をする熊田CN）

区といった基盤整備事業実施地区において農地中間管理事業が活用されています。今年度は約76haの農地が新たに担い手へ集積される予定となっており、現在、契約に向けた事務支援に取り組んでいます。

今後も人との繋がりを大切に関係機関と連携しながら、農地中間管理事業を通して両地域の更なる営農再開や、営農の継続に尽力したいと考えております。

『令和4年度の活動実績について(就農準備資金の交付状況と就農相談対応)』

就農支援センターでは、福島県で就農を志す方々への就農相談活動のほか、就農に向けて農業研修を行う方を支援するための「新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)」の交付を行うなど、これからの福島県の農業を担う就農希望者の就農に向けたサポートを幅広く実施しています。

○新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)

当センターでは、県が認めた研修機関で研修を行う方に対して、年間最大150万円の「新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)」を最長2年間交付し、研修中の生活費の支援をしています。

令和4年度は、41名の方が新たに資金の交付を受けたところであり、令和3年度の48名から若干人数は減りましたが、2年連続で新規の資金受給者が40名を突破しました。

交付対象者の内訳を見ると、農業短期大学の学生を中心に10代の割合が増加した一方、半数以上の23名が30歳以上の研修生であり、他産業を経験した方が就農を志して研修を開始しました。

現在、県内では104ヶ所の研修機関があり、農業短期大学校のような公的な教育機関から地域

の農業法人等まで幅広い研修体制が構築されています。今年度も、新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)を実施していますので、資金の活用を検討されている就農希望者は当センターまでご相談ください。

○就農相談対応

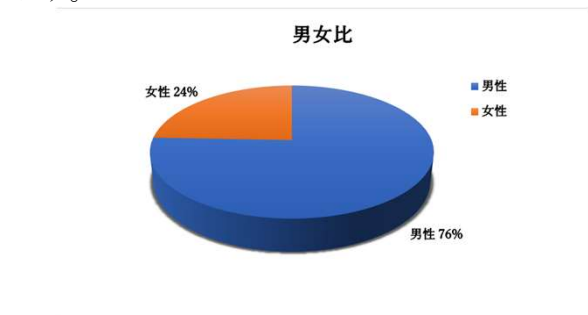
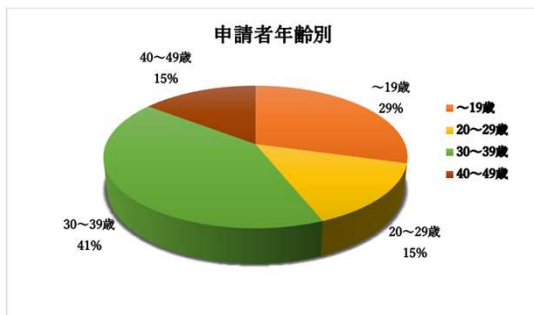
当センターでは、対面での相談のほか、メールや電話での相談受け付けに加え、県内外の就農相談イベントに出展し、広く福島県の農業をPRしながら就農相談活動を実施しています。

令和4年度は、合計の相談件数が350件にのぼり、令和3年度から80件増加しました。

年齢別に見ると30歳代が最も多く、次いで40歳代、20歳代と働き盛りの方からの相談が多くなっています。

また、県外の就農相談イベントには合計10回出展し、相談件数は99件と県外の方も福島県の農業に高い関心を持っていることがうかがえます。

令和5年度からは、県が新たに設置した「福島県農業経営・就農支援センター」に参画しています。新規就農相談から、経営改善・発展支援まで、幅広い支援体制を整備していますので、農業に関心のある方のご相談をお待ちしております。



新任役職員の紹介

(令和5年4月1日付発令)

**◇審査役**  
おおなみ つねあき  
**大波 恒昭** (前県中農林事務所長)

ひと言「今春、新たに発足した『県農業経営・就農支援センター』の活動が円滑に進むよう、17名のスタッフと力を合わせて、日々の業務に取り組んでまいります。」

**◇企画総務課 主幹**  
おおや とみお  
**大谷 富男**  
(前県南地方振興局出納室長)

ひと言「業務が円滑に進むように総務の立場からサポートしていけたらと考えています。よろしくお願いいたします。」

**◇総務企画課 主幹**  
ふかや としゆき  
**深谷 敏之** (前県南農林事務所次長)

ひと言「農地中間管理事業等の担当課と連携しながら、本県の農業の担い手が誇れる農業、儲かる農業となるよう農地集積・集約に取り組んでまいります。」

**◇総務企画課 主事**  
やまき あやか  
**八巻 彩香** (新規採用)

ひと言「総務での仕事を通して、皆様のお役に立てるように努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。」



## 「ふくしま県GAP(FGAP)」にチャレンジしてみませんか！

ふくしまの恵み安全対策協議会  
～GAP審査チーム～

平成29年度より、福島県から「ふくしま県GAP（以下、「FGAP（エフギャップ）」）」の現地審査業務の委託を受け、現在6名で審査を行っております。

### ○ 福島県におけるGAPの取組状況

GAPは、「Good Agricultural Practices 農業生産工程管理」の頭文字を取った言葉で、直訳しますと「良い農業の取組」という意味で、農業生産で守るべきルールや環境保全、人権保護、労働者の安全の確保などの取組を実施することです。

県では、風評払拭と県農林産物の安全性確保のため、平成29年5月にGAP日本一をめざして、「GAPチャレンジ宣言」を行いGAPの導入・拡大に取り組んできました。

その結果、令和5年3月末現在、県内のGAP認証取得件数は400件（JGAPなどを含む）を超え、そのうち半数以上がFGAP認証取得件数となっています。現在、福島県はGAPの取組では全国でも有数の先進県となっています。

### ○ 福島県独自の取組「FGAP認証」について

FGAPは、放射性物質対策を含めた基準に基づき、GAPを実践する生産者、団体を県が認証する制度です。審査の種類は、初回（認証）審査、維持審査、更新審査があり、

維持審査、更新審査は認証の有効期間（約2年）のうちに実施します。



（GAP審査チーム職員）

FGAPの適合基準に基づき取組が正しく実施されているかを当審査チームで現地審査し、その結果を県に報告し、県の認証委員会（毎年度、おおむね3か月ごとに開催）で認められると、その農場にFGAP認証が与えられます。

FGAP認証の申請は県内各農林事務所（農業振興普及部）で受け付けております。FGAPの審査費用は無料ですが、福島県では他の第三者認証GAPも対象にした助成制度がありますので、詳しくは最寄りの農林事務所等へお問い合わせください。

また、FGAP認証制度や助成制度に関しては、福島県環境保全農業課のホームページにも掲載されておりますので、併せて参考にしてください。

「福島県環境保全農業課HP」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021d/>

### 編集後記

「ようやく」といった感じですが、5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置付けが「第5類感染症」となりました。これにより、少しずつですがコロナ禍以前の生活に戻り始めたと感じています。デスク上のアクリル板がなくなり、マスクを外す機会も増え、飲み会も活気が溢れています。

「環境が変わると、意識も変わる。意識が変わると行動も変わる」と思います。

気持ちを新たにこれからも頑張っていきましょう。（大楯）

お問い合わせ

あて先 〒960-8681  
福島市中町8番2号 福島県自治会館8階  
公益財団法人福島県農業振興公社 総務企画課  
TEL 024(521)9834 FAX 024(521)8277  
URL <https://www.fnk.or.jp>